

意見書

園長殿

園児氏名

病名【 】

令和 年 月 日から症状も回復し、集団生活が支障ない状態になったので、登園許可と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団生活や流行を出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について診断された場合は、速やかに園にご連絡いただき、治癒証明書を提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能になってからの登園であるようご配慮下さい。

<登園許可証が必要な感染症 第2種>

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過している事
風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失している事
インフルエンザ※	症状がある期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が高い)	発症した後5日経過しかつ解熱後3日経過している事
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日間	発症した後5日を経過しかつ、症状が経過した後1日を経過するまで
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前から痂痂(かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂痂(かさぶた)化されている事
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっている事
結核		医師により感染の恐れがないと認めれている事
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過している事
流行性角結膜炎	充血、目やになどの症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失している事
百日咳	抗菌薬を内服しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗生物質製剤による5日間の治療が終了している事
腸管出血性大腸菌感染症	—	医師により感染の恐れがないと認められている事。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要ななく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められている事
侵襲性髄膜炎菌感染症	—	医師より感染の恐れがないと認められている事

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症につきましては、専用の登園許可証が必要になります。

